



日・コートジボワール投資協定



背景

- 2011年の内戦終結以降、コートジボワールは平均約8%の経済成長率を維持。ギニア湾に面する良港を中心に、域内物流の拠点として西アフリカ経済を牽引。
- 製造業を中心に積極的な外国投資の誘致を行っており、日本企業の更なる投資促進に対する期待は大きい。
- 約3.5億人の人口を擁する西アフリカ市場への進出の拠点として、近年、日本企業(特にメーカー)の関心も高まっており、今後更なる投資が見込まれる。



主な内容

◆ 二国間の投資を促進し、投資家の権利を保護する法的な枠組みを定める。

- (1) 投資財産の設立段階・設立後の内国民待遇・最恵国待遇 【第2条、第3条】
- (2) 投資財産に対する公正な待遇・十分な保護 【第4条】
- (3) 投資の阻害原因となり得る要求(輸出の制限等)の原則禁止 【第6条】
- (4) 正当な補償等を伴わない収用の禁止 【第11条】
- (5) 投資受入国・相手国投資家間の紛争解決手続 【第23条】

- 人口:
2,507万人(2018年)
- 一人当たりGDP:
1,715米ドル(2018年)
- 在留邦人:
156人(2018年)
- 進出日系企業:
15社(2018年)
- 進出分野:
製造業、卸売業・小売業等

早期締結の必要性

- 投資環境の透明性、法的安定性、予見可能性が向上。
- 我が国からの投資の更なる保護・促進。

(参考)

- コートジボワールは、カナダ、ドイツ、英国等、7か国との間で投資協定が発効済み。
- 2014年1月に安倍総理が訪問。2019年8月にクリバリ首相、2019年10月にウワタラ大統領が訪日。
- 2017年1月に交渉開始。
- 2020年1月に署名(於:アビジャン)。